

生活保護法改正要綱案

—権利性が明確な「生活保障法」に—

日本弁護士連合会（日弁連）は、憲法第25条に基づく生存権保障の観点から生活保護法を抜本的に改正する必要があると考え、2006年（平成18年）以来、検討作業を続けてまいりましたが、このたび、その成果として「生活保護法改正要綱案」を作成しました。

その全文及び参考条文は日弁連のホームページ (<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/081118-4.html>) でご覧いただくことができますが、改正案の主なポイントをご説明するための資料として、このリーフレットを作成しました。ぜひともご一読のうえ、忌憚のないご意見をお聞かせください。

JFBA 日本弁護士連合会